

回 覧 令和元年9月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】 【No.】

【内 容】

- <募 集> 1 ◆～わくわく教室「仏花教室」の受講生を募集します～
- 1 ◆「Start up!アグリセミナー ～ハーブで香りと健康を育てる!～」の受講者を募集します
- <催 し> 2 ◆「第147回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します
- <お知らせ> 2 ◆令和2年度 新入学予定児童の健康診断を行います
- 3 ◆令和元年度「文教みまたフェスティバル」を開催します
- 3 ◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます
- 4 ◆がん検診（集団検診）を実施します
- 5 ◆消費生活セミナーを開催します
- 5 ◆10月1日～7日までは「全国労働衛生週間」です
「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」
- 6 ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
- 7 ◆ブロック塀などの除却費用を補助します
- 8 ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
- 9 ◆外国人のための生活安全交流会の参加者を募集します!
- 10 ◆水田農家の皆さんへ
トビイロウンカの防除を徹底しましょう
- 10 ◆家内労働（内職）情報をお知らせします



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

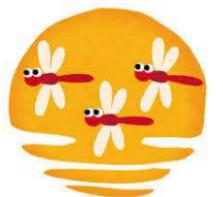
町外にいて放送を聞き逃した
発令された警報を確認したい。
よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】 【No.】

【内 容】

- <保健と福祉> 1 1 ◆献血バスによる献血を実施します
- (一 般) 1 1 ◆第23回「みまたボランティアまつり」を開催します
- 1 2 ◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします
- 1 2 ◆「都城障害者ふれあい面接会」を開催します
- <保健と福祉> 1 3 ◆合同金婚式を開催します
- (高齢者)
- <農林畜産業関連> 1 3 ◆援農隊を募集します ～農業に興味のある人へ～
- 1 4 ◆10月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
- 1 5 ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
- <相 談> 1 5 ◆「人権相談」を実施します
- 1 6 ◆10月7日（月）～13日（日）は「行政相談週間」です
～困ったら 一人で悩まず 行政相談～
- 1 6 ◆「公正証書作成・無料相談所」を開設します
- 1 7 ◆町福祉・消費生活相談センター
「消費生活無料法律相談」を実施します
- 1 7 ◆「無料法律相談」を実施します
- 1 7 ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆ ～わくわく教室「^{ぶっか}仏花教室」の受講生を募集します～

町教育委員会では「プリザーブドフラワー仏花教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■内 容＝ プリザーブドフラワーを使ってお仏壇や納骨堂用のかわいらしい仏花を作ります。ガラスドームの蓋付きで高さは約20センチ、花の色は3種類から選べます。器は白となります。



■講 師＝ ^{さくら} 櫻 ^{かな} 加奈 先生

■開催日時＝ 10月19日（土）午前10時～12時

■受講料＝ 3,250円（講師代＋材料費）
※徴収方法は開催決定ハガキでお知らせします。

■開催場所＝ 町中央公民館 小会議室

■持ってくるもの＝ ハサミ・持ち帰り用の紙袋

■募集人数＝ 10人（先着順）
※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝ 10月4日（金）

■申込方法＝ 町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係
（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）
☎：52-9311 ファクス：52-9724 お願いします。

◆ 「Start up!アグリセミナー ～ハーブで香りと健康を育てる！～」の受講者を募集します

「ハーブや薬草を育ててみたい！」そんなあなたの挑戦を応援する農ライフ入門セミナーを開催します。

ハーブ栽培や全国的にも有名な「みまたんごま」の栽培や国、県の就農支援制度について学ぶことができます。ハーブの歴史と効能を学び、実際に自分だけのハーブソルトを作る体験など、新しい農業にふれる機会です。ハーブ、薬草やごまの栽培に興味のある人はぜひ参加ください。

■日 程＝

日 付	内 容	会 場
【1日目】 10月9日（水） 午前9時～午後4時	【ハーブと薬草を学ぶ！】（貸切バス利用） ★おくむらハーブガーデン （講師）おくむらハーブガーデン代表 奥村健一郎さん ～ハーブや野菜の無農薬栽培から加工を行う。自らのハーブでカフェを経営するなど、ハーブの可能性を広げている農家。 ★宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター ～薬草・ハーブの加工・活用法等の研究を行っている施設。展示温室等の見学やハーブの栽培について学ぶ。	小 林 市
【2日目】 10月11日（金） 午前10時～午後3時	【充実した支援制度で夢を実現する！】 ★国・県の充実した就農支援制度について知る （講師）宮崎県北諸県農林振興局 普及企画課 黒木文絵さん 【みまたんごまを作る！】 （講師）農業生産法人（株）しも農園 代表 下石正秋さん ～日本でも貴重な国産ごまの栽培・加工を行っている。「みまたんごま」ができるまでの誕生秘話を聞き、加工場の見学を行う。	町まち・ひと・しごと 情報交流センター「あつまい」
【3日目】 10月15日（火） 午前10時～正午	【ハーブの魅力を学ぶ】 ★ハーブの歴史と効能を学び、数種類のハーブと塩を調合して自分だけのオリジナルハーブソルトを作る！ （講師）南九州大学環境園芸学部専任講師 牧田直子教授	南九州大学

- 対 象 者 ＝ 新しい農業を学びたい人やアグリビジネスに興味のある人
- 受 講 料 ＝ 無 料 ※ただし1日目の昼食代、3日目のハーブソルト作りの材料代（200円）は自己負担となります。
- 定 員 ＝ 15人（申し込み多数の場合は、申込書の内容を参考に選考します）
- 申込締切 ＝ 10月1日（火）

※お申し込み・お問い合わせは、
町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320にお願いします。
または、同協議会の公式サイトからお申込みいただけます。
「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「セミナー申込」よりお願いします。

催し

◆「第147回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	9月22日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月の朝市イベントは、【武将 弥五郎太鼓】による太鼓演奏や太鼓体験を行う予定です。

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品をたくさん販売します。さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会

上記のポイント引換所にて、**3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選**ができます。空くじなしの運試し！！

『抽選会は、8時半～10時頃まで』

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳しくは「町物産館よかもんや」へ

■主 催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、
町物産館よかもんや

☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆令和2年度 新入学予定児童の健康診断を行います

来年4月に小学校へ入学する児童の健康診断を行います。

詳しくは、保護者に直接案内を郵送します。

学校名	実施日（場所）	受付時間
三股西小学校	10月10日（木） （三股西小体育館）	午後1時35分～ 1時50分
三股小学校	10月23日（水） （三股小体育館）	午後1時30分～ 1時50分
勝岡小学校	10月25日（金） （勝岡小体育館）	
梶山小学校 宮村小学校 長田小学校	10月31日（木） （町健康管理センター）	

※宮村小学校入学予定児童は、健康診断終了後に標準服の採寸などを行います。



※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係（町中央公民館内）

☎：52-9314（直通）にお願ひします。

◆ 令和元年度「文教みまたフェスティバル」を開催します

「三股町教育の日」に、学校での伝統教育、PTA活動や個人の学校支援に関する取り組みについて情報発信・交流行事を行います。家庭・学校・地域が連携・協力して、心豊かでたくましく生きる力をもった子どもたちを育てる教育環境づくりを目的として開催します。

日時	10月19日(土)
時間	午後1時30分～4時
会場	町立文化会館
対象	社会教育関係者、教育関係者、行政関係者、地域住民ボランティアや町民の皆さん
内容	<p>◎ 総合司会 (三股西小学校児童)</p> <p>(1) 三股町児童生徒憲章朗誦^{ろうしょう} (長田小学校児童)</p> <p>(2) 伝統芸能披露 (三股中学校生徒)</p> <p>(3) 創作劇「三股町はみんなの心の中にある」(梶山小学校5年・6年生) あらすじ 「自分自身の将来について考えておくように」と先生に言われた子どもたち。みんな、悩んでしまいました。 三股に残るべきか、残らざるべきか・・・</p> <p>(4) 実践事例等発表</p> <p>① PTAによる実践事例 (宮村小学校PTA)</p> <p>② 国内外派遣を終えて (国内派遣児童代表・海外派遣生徒代表)</p> <p>③ 三股町の教育との関わり (南九州大学学生)</p> <p>(5) 児童生徒の意見発表 (三股小学校、勝岡小学校)</p> <p>(6) 太鼓披露 (たでいけ認定こども園)</p>

※「三股町教育の日」とは・・・

「文教の町 三股町」の将来を担う心豊かでたくましく生きる力をもった「みまたん子」を育むことを目的に、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、町民全体で教育に取り組む気風を醸成するため、10月第3土曜日を「三股町教育の日」と決めました。(平成26年制定)

※お問い合わせは、

教育課 学校教育係 ☎：52-9314 にお願ひします。

◆ 「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が、9月24日(火)から全国で2種類同時に発売されます。この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくり、環境対策や高齢化対策など地域の皆さんの福祉向上のために使われます。

■主な当せん金 =

「ハロウィンジャンボ」 (発売総額240億円・8ユニットの場合)

・1等 … 3億円×8本

・前後賞各 … 1億円×16本

「ハロウィンジャンボミニ」(発売総額120億円・4ユニットの場合)

・1等 … 3,000万円×16本

・前後賞各 … 1,000万円×32本

■発売期間 = 9月24日(火)～10月18日(金)

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

■抽せん日 = 10月30日(水)

■支払い開始日 = 11月5日(火)

※昨年のハロウィンジャンボ宝くじ(第765回全国自治宝くじ)、ハロウィンジャンボミニ(第766回全国自治宝くじ)の時効は11月4日(月)です。お忘れなく!

『宝くじは、県内で買いましょう!

県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。』



※お問い合わせは、

(公財) 県市町村振興協会

☎：0985-31-9590 にお願ひします。

◆ がん検診（集団検診）を実施します

令和元年度も、町健康管理センターにて、検診車で実施するがん検診（集団検診）を行います。胃・乳・子宮がん検診を検診車にて受ける場合は、予約が必要です。希望する人は町健康管理センター（☎：52-8481）に予約をお願いします。
※予約できる人数には限りがあります。希望する人は早めの連絡をお願いします。



■ 胃がん検診

胃がんは、50歳代以降にかかる人が多く、死亡原因の上位に位置するがんです。早期発見のためにも、2年に1回は、胃がん検診を受診しましょう。

対象者	40歳以上の町民（昭和55年4月1日以前に生まれた人）
検診内容	・問診 ・胃のX線検査：バリウムと胃を膨らませるための発泡剤を飲んで検査します。 ※前日の夜9時以降と当日朝の飲食・喫煙はできません。水は検査2時間前までにコップ1杯程度（200ml以内）は飲んでも構いません。心臓病や高血圧の薬を飲んでいる人は検査開始の2時間前までに200ml以内の水で飲んでください。
検診車が来る日程	① 10月1日（火） ② 10月2日（水） 時間：午前8時30分～10時30分（30分間隔の予約となります）
個人負担料金	1,400円 （検診費用4,774円のうち3,374円は町が負担します）
その他	※ 令和元年度中に、胃内視鏡検診（胃カメラ）、胃がんリスク検診や町の間人ドックを受診する人、すでに受診した人は受診できません。重複して受けた場合、後に受けた方の検査費用が全額自己負担になります。

■ 乳がん検診

乳がんは、女性がかかる「がん」の第1位です。30代後半から増加し始め、40歳代後半から50歳代前半がもっとも多くなります。40歳以上の女性は2年に1回、定期的に乳がん検診を受診しましょう。

対象者	40歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人（例：昭和52年・24年）
検診内容	・問診 ・マンモグラフィ：乳房をできるだけ平らに圧迫してレントゲンを撮ります。 ・超音波検査：乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。
検診車が来る日程	① 10月23日（水） ② 12月3日（火） ③ 12月10日（火） ④ 令和2年2月4日（火） ⑤ 令和2年2月5日（水） 時間：【午前】9時～11時 【午後】1時～3時（30分間隔の予約となります）
個人負担料金	2,300円（費用7,722円のうち、5,422円は町が負担します）
その他	※ 授乳中の方は、正確な診断ができない場合がありますので事前に相談ください。 ※ 次に当てはまる人は安全のため、マンモグラフィ検査をご遠慮ください。 ①妊娠中や、妊娠の可能性のある人 ②ペースメーカーを装着している人、V-Pシャント術を受けた人、前胸部CVポートを留置している人 ③豊胸手術を受けた人



■ 子宮頸部がん検診

本県は、子宮がんが原因で亡くなる人の割合が全国に比べて高い状況にあります。20歳以上の人は2年に1回、定期的に子宮がん検診を受診しましょう。

対象者	20歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人（例：平成10年・昭和52年）
検診内容	・問診 ・視診：子宮頸部の状態を確認します。 ・細胞診検査：細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。
検診車が来る日程	① 11月8日（金） 時間：【午前】9時～10時 【午後】1時30分～2時30分 ② 12月10日（火） 時間：【午前】9時～10時（午前のみ） ③ 令和2年2月6日（木） 時間：【午前】9時～10時（午前のみ）
個人負担料金	1,400円（検診費用4,644円のうち3,244円は町が負担します）
その他	※ 妊娠中または妊娠疑い、不明の方は受診できません。 ※ 月経中で出血量の多い人は正確な判定ができない場合がありますので、できるだけ受診は避けてください。

■ その他

- ・すでに予約済みの方は、改めて予約をする必要はありません。
- ・検診の日が近くなりましたら、予約をした人に受診票を送付します。
- ・自覚症状がある人は、検診を受けずに、医療機関を受診しましょう。（検診の検査内容では、治療に必要な情報を集めるのに不十分な場合があります。）
- ・検診車で受ける以外に、病院で受ける方法もあります。（個別検診）
詳しくは、5月末に対象の人全員に送付したがん検診の案内はがきや役場案内、町健康管理センター窓口で配布している「がん検診等のお知らせ」をご覧ください。
※町の公式サイトに、「がん検診等のお知らせ」を掲載しています

次に当てはまる人は、個人負担料金が無料になります。

- ①生活保護世帯の人：福祉課 社会福祉係で生活保護世帯名簿記載の証明書の交付を受けて、検診当日にお持ちください。
- ②75歳以上の人：保険証を検診当日にお持ちください。
- ③無料クーポン対象者：当日はクーポン券と身分証明書で確認します。
※クーポン券は5月末に対象者全員に送付しています。
・乳がん 41歳（昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）
・子宮がん 21歳（平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ）
※クーポン券を紛失した人は印鑑と身分証明書があれば、再発行が可能です。



※お問い合わせは、
三股町健康管理センター
☎：52-8481 をお願いします。

◆ 消費生活セミナーを開催します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活をテーマにしたセミナーを開催します。

■日時・場所＝

日 時	場 所	テーマ	定 員	申込期間
10月27日(日) 午前10時～正午	町総合福祉センター「元気の杜」	相続に関する新 ルールのこと	20人	予約が必要 (各開催日の 1カ月前よ り受付可)
令和2年 1月26日(日) 午前10時～正午	祝吉地区公民館	親子でお金を学 ぶ「自分の夢を 叶えるために」	20人	

■受講料＝

無料です。



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

にお願いします。

◆ 10月1日～7日までは「全国労働衛生週間」です 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で70回目になります。

県内では、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見などを有する労働者の割合が54.8%と高水準で推移しており、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みは重要な課題となっています。

労働者の健康確保を図るため、職場の管理者が労働衛生管理活動を積極的に推進するとともに、働く人、自らも健康状況の把握と改善に努めることが重要です。



※お問い合わせは、

宮崎労働局 健康安全課

☎：0985-38-8835

企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）にお願いします。

◆ 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では1981(昭和56)年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めていただきたいので、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■対象となる建築物＝

1981(昭和56)年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費＝

個人負担額…6,000円

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施＝

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数＝

20棟

※定数になり次第、締め切ります。



2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

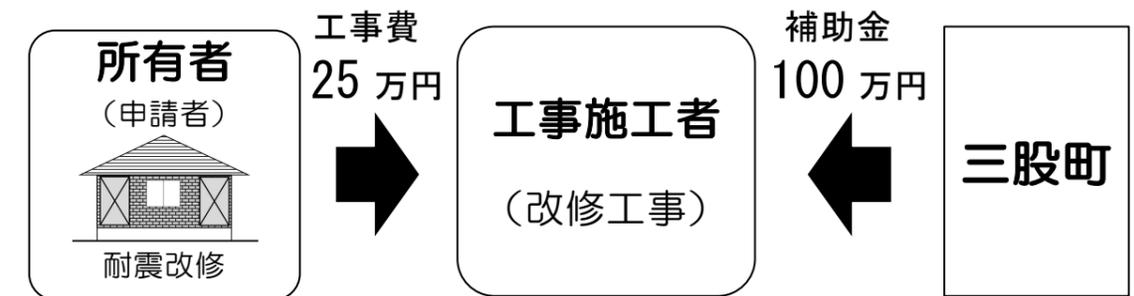
耐震診断の評点が1.0未満(倒壊する可能性がある)のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」(一応倒壊しない)とする改修工事が対象となります。

■補助額＝

耐震診断の評点が1.0未満の場合は、改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

- 「代理受領制度」のイメージ
(耐震改修工事費用125万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数＝

5棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9065(直通) お願いします。

◆ ブロック塀などの除却費用を補助します (令和2年度までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など＝

- 小学校からおよそ500mの範囲にある道路に面したもの
- 歩道面からの高さが1.4m以上のもの
- ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの

※ブロック塀などとは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■対象工事について＝

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■補助額＝

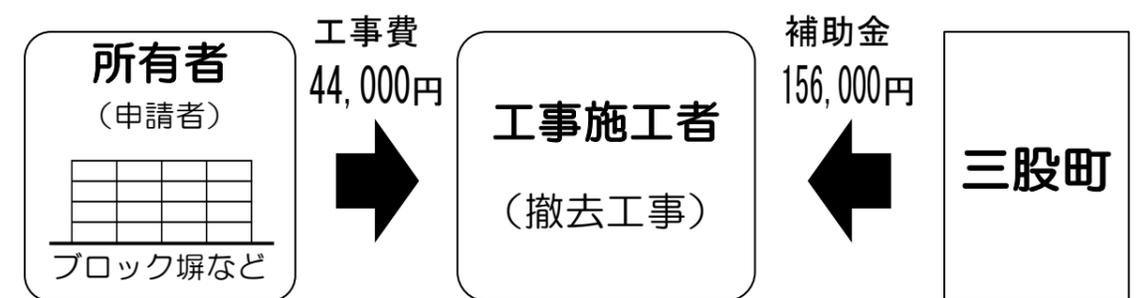
最大15万6,000円まで全額補助します。

※ただし①～④のうち、最も低い額が上限となります。

- ① 一つの敷地につき15万6,000円
- ② 撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③ 撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/m²
- ④ 除却費用の見積額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

- 「代理受領制度」のイメージ
(ブロック塀などの撤去工事費用20万円するとき)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数＝7件程度

※定数になり次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎ : 52-9065 (直通) お願いします。

◆ イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットの**ふんや無駄吠えなどの苦情や相談**が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないよう、ルールを守って飼いましょう。

また、飼っているイヌやネコなどを捨てることは法律で禁止されています。捨てることのないよう大切に飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

イヌのふんは飼い主の責任で

持ち帰りましょう！



道路や公園などに犬のふんを放置することは禁止されています。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌの**ふん**があれば、大変迷惑で不快な思いをする人がいます。また、イヌの**ふん**は寄生虫の卵や、**いろいろなばい菌**を持っていることがあり、とても不衛生です。

○運動や散歩のときは、**ふん**を持ち帰るために、ビニール袋、スコップやトイレットペーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝などにイヌを放す人が増えています。自宅や散歩中にイヌを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。

飼い主として、また愛犬家として絶対にやめましょう！

《ネコの飼い方のお願い》

①ネコは**室内**で飼うように努めましょう！

②飼いネコには**首輪・名札**を付けましょう！



❗ 屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱいです！



❗ よその家の庭で**ふん**をしたり、花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付いたり…**ご近所の迷惑**にもなります！



野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結果的に野良ネコをどんどん増やすこととなります。近所迷惑になるだけでなく、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうこととなります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）

☎：52-9082（直通）にお願いします。

◆ 外国人のための生活安全交流会の参加者を募集します！

日本での生活に役立つ情報などを楽しく学ぶ交流会です。お知り合いの外国の人にお声かけください。

※英語と中国語で通訳をします。

※昼食は、非常食の試食をします。

■日 時＝ 9月29日(日) 午前10時～午後1時

■会 場＝ 都城市中央公民館 第5研修室(都城市姫城町7-8)

■対 象＝ 都城圏域に住んでいる外国人とその家族の皆さん。子どもも一緒に参加できますが、託児はありません。

■定 員＝ 30人



※お申し込みは、

都城国際交流協会(MIA)まで 電話、またはE-mailでお願いします。

☎：23-2295 E-mail：mia@btvm.ne.jp

◇Community Safety Workshop and Discussion for Foreign Residents

●When?

Sunday, 29th September, 2019
10:00 A.M. - 13:00 P.M.

●Where?

Miyakonojo Chuo Community Center (*kouminkan*)
(Address: Himegicho 7-8)

●What is it?

Study: Learn about life in Miyazaki Prefecture.
Discussion: Talk with various people living in Miyakonojo and Mimata.
Lunch: Eat emergency rations (food for natural disasters).

●Who?

Foreigners living in Miyakonojo & Mimata and their families. (Up to 30 people)
*Children are welcome, but please note that there are no childcare facilities.

●How much?

It's free!

●Application

Please telephone or email MIA using the details below. We speak Japanese, English, and Chinese.

TEL 0986-23-2295 E-mail mia@btvm.ne.jp

◇外国人士的生活安全交流会 欢迎来参加！

愉快地学习和交流对于日本生活上有用的信息。叫上身边的外国人士一起来参加吧。

※配有中文和英语翻译。

※提供午餐(品尝试吃应急救援食品)

时间：9月29日(星期日)10:00~13:00

地点：都城市中央公民馆 第5研修室(地址：都城市姫城町7-8)

参加者：居住在都城市及三股町的外国人士

※可以带孩子一起参加。但是不提供儿童托管。

人数限制：30人

费用：免费

报名方式：请致电或电邮联系都城国际交流协会(MIA)

电话：0986-23-2295 邮件：mia@btvm.ne.jp

◆ 水田農家の皆さんへ トビイロウンカの防除を徹底しましょう

県では、普通期水稲について、警報第1号（令和元年8月19日付）を発表し、県内全域にトビイロウンカに対する防除徹底を呼びかけたところです。防除上の注意は次のとおりですので防除の徹底をお願いします。

- トビイロウンカは水田に定着後、2～3世代増殖を繰り返し、急激な密度上昇により収穫期頃に大きな被害を及ぼします。防除適期は幼虫期前半ですが、地域やほ場によって発生状況にばらつきがあるので、ほ場をよく観察し、水稲の株元に成虫及び幼虫を確認した場合は速やかに防除を行いましょ。ただし、注意報4号（8月1日付）の発表以降に本田防除を行っていないほ場については、直ちに防除を行いましょ。
- 本年は複数回の飛来が確認されているため、さまざまな生育ステージのトビイロウンカが混在しています。既に本田防除を行ったほ場においても、その後の発生状況を確認し、密度が高ければ直ちに追加防除を行うなど、防除を徹底しましょ。
- 薬剤が本種の生息する株元まで十分到達しない場合には、十分な防除効果が得られない恐れがあるので丁寧な散布を行いましょ。
- 飼料用稲の防除に当たっては、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（平成26年12月第6版、平成30年12月19日一部改正）および「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号関係課長通知、平成30年12月19日一部改正）、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年1月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知、平成30年12月19日一部改正）に沿って、適期防除に努めてください。

※お問い合わせは、

北諸県農業改良普及センター ☎：38-1554
 農業振興課 農政企画係 ☎：52-9086
 にお願いましょ。

◆ 家内労働（内職）情報をお知らせしましょ

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けましょので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わることがあります。

令和元年9月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	都城市と三股町など	4円～ （県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市など B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市など	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
 内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」
 をご利用ください。



※お問い合わせは、

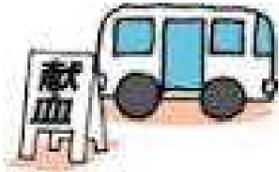
都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
 相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

保健と福祉（一般）

◆ 献血バスによる献血を実施します



安全な血液製剤を安定して供給するために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。

期 日	9月26日（木）
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時
場 所	町役場 玄関前 (1階ロビーで受け付けした後、献血車内で行います)

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

検査後、血液型（Rh±を含む）や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

● 400ミリ献献血にご協力ください ●
 《対象・条件など》

- ・ 男性17～69歳、女性18～69歳
- ・ 体重50キログラム以上の体調の良い人など
- ・ ただし、65歳以上の人は60～64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。

前回（6月26日）に町役場で献血に協力していただいた人数は次のとおりです。ありがとうございました。

献血の申し込みをした人	68人
400ミリ献献血した人	59人
献血ができなかった人(比重不足など)	9人
骨髄バンクへ登録した人	2人

※ お問い合わせは、
 町健康管理センター
 ☎：52-8481（直通）をお願いします。



◆ 第23回「みまたボランティアまつり」を開催します

「ボランティアを何かやってみたい。でも、自分に合ったボランティアって何だろう？」と日ごろ考えている町民の皆さんに、自分らしいボランティア活動を見つけてもらうことを目的に「ボランティアまつり」を開催します。

ボランティア登録の受け付け、ミニコンサートや創作遊びなどさまざまな催しが行われますので、ぜひご来場ください。

- テーマ = 「みまたにひろがれボランティアの輪！」
- 日 時 = 10月19日（土） 午前10時～午後3時30分
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
- 内 容 = ボランティア登録受付・歯科検診・バザー・国際交流・ミニコンサート・各ボランティアの広場・出店・炊き出し・創作遊び・環境コーナー・手話交流など



《バザー物品提供のご協力をお願いします》

まつりの中で開催するバザーの物品を集めています。
 10月18日（金）まで受け付けていますので、ご協力をお願いします。
 ※益金は、福祉事業に役立てられます。

※お問い合わせは、
 町社会福祉協議会
 ☎：52-1246 をお願いします。



◆ 赤い羽根共同募金のご協力をお願いします

赤い羽根共同募金運動は昭和22年から始まり、運動創設72年目を迎えました。この運動は、私たちが安心して暮らせる地域をつくるため、「**じぶんの町をよくするしくみ**」として、その機能を果たしてきました。誰もが幸せに暮らせる町づくり、また、さまざまな助けを必要としている人たちのために役立てられるのが共同募金です。

集まった一人一人の善意が、やがて大きな輪になって地域の福祉を高めていくこととなります。本年も、皆さまからのご支援、ご協力を心よりお願いします。

- 運動期間(一般募金) = 10月1日(火)～12月31日(火)
- 本年度の募金目標額 = 485万円
- 募金の方法
 - ①戸別(家庭)募金 ②法人(事業所)募金 ③学校募金
 - ④イベント募金 など

※昨年度の募金額は、501万4,183円でした。ご支援、ご協力に厚くお礼を申し上げます。募金は次のように使わせていただきました。

①お年寄りの福祉のために 【福祉団体助成・社会参加助成事業】	31万円
②障がいのある人の福祉のために 【障害者団体助成事業社会参加支援事業】	22万円
③児童青少年の福祉活動および子どもたちの幸せのために 【福祉協力校助成事業】	35万5,000円
④ボランティア活動・総合的な福祉活動(地域福祉事業)のために 【小地域ネットワーク事業 ボランティア育成研修事業】	189万0,183円
⑤歳末たすけあい 【在宅要援護者の支援事業】	108万円
⑥県内の福祉のために 【社会福祉施設の車輛等助成事業】	115万9,000円

- 主催：県共同募金会三股町共同募金委員会
- 主管：町社会福祉協議会



※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 お願いします。

◆ 「都城障害者ふれあい面接会」を開催します

就職を目指している障害者を対象に、「令和元年度都城障害者ふれあい面接会」を開催します。

三股町・都城市内に就業場所がある企業約25社が参加予定です。事前申し込みや参加費は不要ですので、気軽にご相談ください。

■日時 = 10月25日(金) 午後1時30分～3時30分
※受付は午後1時から

■場所 = ホテル中山荘(都城市松元町3-20)

- 準備するもの =
- ①障害を確認できるもの(障害者手帳など)
 - ②写真を貼った履歴書とそのコピー



※お問い合わせは、
ハローワーク都城 障害者担当 ☎：22-1745(43#)
お願いします。

保健と福祉（高齢者）

◆ 合同金婚式を開催します

町社会福祉協議会では、共に助け合い、励まし合いながら手を取り合って50年を過ごしてきたご夫婦を祝福し、これからも健康で幸せな生活を送ることを願い、合同金婚式を開催します。

昭和44年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、または婚姻後50年以上経過していて一度も合同金婚式に申し込みをしたことがないご夫婦はぜひご参加ください。

また、そのようなご夫婦をご存知の方は、ぜひご連絡ください。

申し込みをした人には、詳細を文書で送付します。

日 時	11月22日（金） 午前11時～午後1時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
申し込み期限	10月18日（金）

みなさんで
結婚50年を
お祝いしましょう



※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。

農林畜産業関連

◆ 援農隊を募集します ～農業に興味のある人へ～

J A都城では、農家の手助けをしてくれる「援農隊」を募集しています。

援農隊とは？

J A都城管内では、高齢化や後継者不足により、農家の負担が増えています。農家が労働力を必要としているときに手助けしてくれる人が「援農隊」です。

■ 仕事内容＝

9月～11月に予定されている^{かんしょ}甘藷収穫作業など

※就労場所、賃金や就労時間などについては農家と相談となります。
初心者の人でも大歓迎です。

■ 受け付け期間＝

年中受け付けています。



※お問い合わせ先は、

J A都城 地域営農振興課 ☎：38-6693

J A三股支所 営農経済課 ☎：52-1122

にお願ひします。

◆ 10月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

☆ 10月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：10月2日（第1水曜日） 10月16日（第3水曜日）</p> <p>時 間：午後1時30分～3時</p> <p>★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施がわからない場合は、お問い合わせください。</p> <p>★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意 サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> </div>
注意事項	<p>★処理料金は現金での支払いです。</p> <p>★印かん（認め印可）をお持ちください。</p> <p>★処分場内は徐行運転で走行してください。</p> <p>★町では、表の日時・場所のみで処分できます。本町以外でこの処理を実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。</p> <p>★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。</p>

農業用廃プラスチックは、「焼かない捨てないリサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」なので、排出業者（農業経営者）が自分の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

◆ 農業用廃プラスチック処理料金が10月から変更となります

毎月実施している農業用廃プラスチックの処理量と経費の増加によって、処理料金が、10月から次のとおり一部変更となります。

変更後の金額を確認してから、搬入をお願いします。

種 類	変更前 ⇒	変更後
農ビ（農業用ビニール）フィルム	6円 ⇒	7円
ポリ（PO）	23円 ⇒	23円（変更なし）
その他のビニール・プラスチック	41円 ⇒	53円

※金額は、1kgあたりの額です。

※土・くず・水分などが付いた状態では、リサイクル処理が出来ない場合があります。また、その分重量が増えますので、できるだけ付着物は取り除いて、種類別・色別に分別して搬入してください。

◆ 農業用廃プラスチック処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃プラスチックなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めてもらい、またこの事業の積極的な参加をお願いします。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日の場所や分別などを守っていること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」です

日本に近い中国や韓国などのアジア地域では、今もなお口蹄疫が発生しており、いまだに終息の兆しが見えていません。また、国内においても「豚コレラ」の疑似患畜の確認が次々と報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家同士の注意喚起をお願いします！」

《次のことを守りましょう》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ② 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬と農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通） お願いします。

◆ 「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家や登記などの「悩み事相談」にも応じます。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■ 特設人権相談

期 日	10月3日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おとなり 大隣 まさはる 雅春 ※相談員は、変更になる場合があります

■ 常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 お願いします。

◆ 10月7日（月）～13日（日）は「行政相談週間」です
～困ったら 一人で悩まず 行政相談～

総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月7日（月）～13日（日）を「行政相談週間」と定め、広報活動や相談所の開設を集中的に行います。

- 国などの役所の仕事に対して、
- ・苦情や困っていることがある
 - ・相談してみたが説明に納得がいかない
 - ・制度や仕組みが分からない
 - ・どこに相談したらよいか分からない

などのお困りごとがありましたら、**行政相談委員**にご相談ください。相談は無料で予約なしで気軽にご利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

町では、「行政相談」を次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	10月7日（月）	10月23日（水）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にし ども ふみ お 西 留 文 夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

また、期間中、宮崎行政監視行政相談センターでは、一日合同行政相談所「くらし・行政相談所」を開設します。

期 日	10月18日（金）
参 加 予 定 機 関	法務局、財務事務所、熊本国税局、労働局、河川国道事務所、年金事務所、宮崎県、都城市、県消費生活センター、弁護士会、司法書士会、行政書士会、公証人合同役場、行政相談委員、行政監視行政相談センター ※参加機関は変更になる場合があります。
時 間	午前10時～午後3時（※受付は午後2時30分まで）
場 所	ウェルネス交流プラザ 1階 茶霧茶霧ギャラリー

なお、行政相談は、総務省行政相談センター「きくみみ宮崎」でも受け付けます。相談を希望する人は、☎0985-24-1100（行政苦情110番）へお願いします。

※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）☎：52-1112（直通）
宮崎行政監視行政相談センター ☎：0985-24-3370
をお願いします。

◆ 「公正証書作成・無料相談所」を開設します

都城公証人役場では、「公正証書作成・無料相談所」を開設します。相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	10月9日（水）～11日（金）
時 間	午前9時～午後7時（昼休みを除く）※要予約
場 所	都城公証人役場（都城市前田町15街区10の1号）
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談
相 談 員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。

■予約時間 = 午前8時30分～午後5時15分
（土曜、日曜・祝日を除く）



※予約・お問い合わせは、

都城公証人役場 ☎：22-1804
をお願いします。

◆ 町福祉・消費生活相談センター
「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談することもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 10月10日(木) (都城市) 10月25日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに事前相談や事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談です(個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
をお願いします。

◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	10月15日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に限りがありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日：月曜・水曜・金曜日
時 間：午前9時～午後5時
場 所：町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎：52-1246 をお願いします。